

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

兵庫県における獣医療を提供する  
体制の整備を図るための計画書

令和4年3月

兵庫県

## 目次

獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	2
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医師の確保に関する目標	3
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	4
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	5
1 組織的な防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用	
3 獣医療情報提供システムの整備	
4 衛生検査機関との業務の連携	
5 診療効率の低い地域に対する診療の提供	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	6
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
4 生涯研修等	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	7
1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
2 広報活動の充実	
3 診療施設の整備	
4 計画の見直し	

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画

獣医療を巡っては、近年の国内外における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、豚熱及び口蹄疫等家畜伝染病の発生や薬剤耐性菌の増加による食品への影響をはじめ、様々な課題を抱えている。また、動物を快適な環境下で飼育する「アニマルウェルフェア」に配慮した飼育管理の考え方など新たなアプローチも必要になっており、獣医療を取り巻く状況は著しく変化している。加えて、新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼育動物、野生動物、これらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた様々な取組が国際社会において協調して進められるなど、これらの取組を支える獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任はますます増大している。

国内の状況を見ると、産業動物分野においては、家畜の飼養形態が変化し、飼養規模の拡大・集約化が進展する中で、獣医師に対して、以前に増して多様化・複雑化する家畜伝染病の予防や食品安全、集団管理衛生技術等の提供等、幅広い獣医療の提供が求められている。

しかし、産業動物分野に就業を希望する獣医系大学生は2割程度と少なく、獣医療の担い手確保に課題がある中、さらに人口減少や畜産業の偏在化が進行することにより、地域によっては将来的に獣医師が不足し、十分な獣医療が提供できなくなる可能性がある。加えて公務員分野においては、家畜伝染病の大規模発生時に備えた獣医師確保が課題となっている。

一方、小動物分野では、動物愛護に対する意識や生活の中における小動物の位置づけがますます向上し、飼育者の求める獣医療が複雑化・多様化しており、飼育者のニーズに応じた高度かつ多様な診療技術だけでなく、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進めるなど、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められている。

このような中、獣医師と動物の看護に従事する者との連携によるいわゆるチーム獣医療の提供の必要性が高まり、令和元年6月に愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化されたところである。

国は、これら獣医療に対する様々な期待に応え、獣医療の適切な確保と質の向上を推進するため、令和2年5月、令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）」を公表した。

本県は、これまでも「獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画」を策定し、産業動物、犬・猫等の家庭で飼育する小動物の診療や、動物の保健衛生指導を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生や公衆衛生の向上に貢献してきた。

第4次となる本計画では、「ひょうごビジョン2050」も踏まえつつ、産業動物分野及び公務員分野において、獣医師の確保に関する目標、家畜伝染病の発生の予防や効率的な診療の推進のために、関係機関の相互の連携に関する目標、より質の高い獣医療の確保と技術の向上に向けた研修の実施について目標を定め、適切な獣医療を効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。あわせて小動物分野では、より質の高い獣医療の確保と技術の向上に向けた研修の実施、愛玩動物看護師法が適正に運用されるよう、チーム獣医療の提供体制の環境整備を推進していくこととする。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

本県において整備目標を定める診療施設は、産業業動物分野における診療施設とする。

### 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

#### (1) 診療施設

産業動物における地域ごとの診療施設の開設状況は、下表のとおりである。

地 域	診療施設数 (令和2年12月末日現在)	内 容 (開業主体別内訳)					
		県	市町	農協	共済	法人・その他	個人
阪神・播磨	55	5	0	0	3	17	30
但馬・丹波	26	3	0	2	2	0	19
淡 路	38	2	0	3	2	0	31
計	119	10	0	5	7	17	80

注) 往診診療者等を含む。

#### (2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設の主要な診療機器等の整備状況は、別添のとおりである。

### 2 診療施設の整備に関する目標

診療施設の機能の向上とともに、家畜伝染病等の疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団衛生管理技術、獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制を確立することを基本として、診察施設の整備に関する目標を設定する。

#### (1) 農業共済組合家畜診療所 (以下、「共済家畜診療所」)

県下ほぼ全域で、家畜の死亡・廃用による損失を補填し、疾病に罹患及び傷害を受けた家畜に対し診療業務を行っている。

また、事故を未然に防止し、農家経営を支援するため、繁殖健診、代謝プロファイルテスト、乳房炎防除対策等の損害防止事業を積極的に展開している。

さらに、農林水産大臣の指定する臨床研修施設として獣医系大学の学生や新採獣医師への臨床研修による教育・育成業務、ワクチン接種や飼養衛生管理指導による家畜衛生・防疫業務、抗生剤の適正使用に係る指導業務等も行っており、県内の基幹的診療施設として重要な役割を担っている。

その拠点となる県下7か所の共済家畜診療所において、畜産業の存続と農家のニーズに対応するため、県は共済が行おうとする病傷事故診療収入以外の生産獣医療についても協力するとともに、引き続き診療施設、高度な診療機器等の維持・整備を目指す。家畜の飼養戸数が少なく診療効率の低い地域や、法人・個人開業獣医師の偏在や高齢化により獣医師が不足すると見込まれる地域においては、獣医療提供体制の維持が課題であることから、診療の効率化のための診療機器の整備や遠隔診療を行う診療機器の整備について、診療施設整備計画に基づく、長期低利融資制度の活用等により支援する。

#### (2) 農業協同組合

県下5施設のうち1施設は家畜の診療を主な業務とし、他の4施設は、ワクチン接種や飼養衛生管理指導等を行っている。

各施設の実情に応じた施設・機器の整備について、診療施設整備計画に基づく長期低利融資制度の活用を促すとともに、家畜保健衛生所ほか関連施設の活用にも努める。

### (3) 法人・個人開業診療施設

家畜保健衛生所や共済家畜診療所と連携し、診療施設・診療機器の有効活用に努めるほか、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な診療施設・機器については診療施設整備計画に基づく長期低利融資制度の活用を促す。

### (4) 兵庫県競馬組合等の馬の診療施設

兵庫県競馬組合は、疾病の感染予防に配慮しつつ、中核的な診療施設として、高度な機器の効率的な利活用を促進する。主に馬を診療する法人・個人開業診療施設は、過剰な設備投資とならないよう配慮しながら、必要な診療施設・診療機器の整備については、診療施設整備計画に基づく長期低利融資制度の活用を促す。

### (5) 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所は、①家畜伝染病及び人畜共通感染症の発生予防と拡大防止、②家畜伝染病の発生に対する危機管理対応、③動物用医薬品等の適正使用等により家畜・畜産物の安全性確保を図り、畜産経営の安定に寄与するとともに安全・安心な県民生活を支えている。

県下3か所の家畜保健衛生所それぞれにおいて、迅速・正確な病性鑑定を行うため、定期的な機器の保守・点検や、検査結果の検証等の精度管理体制を維持するとともに、必要な施設・機器等を計画的に整備する。

また、飼養衛生管理基準の確認・指導等の効率化や家畜伝染病の診断に活用するため、情報通信機器の整備に努める。

さらに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病の発生時には、迅速な防疫措置が必要であることから、防疫資材の備蓄を計画的に進め、危機管理体制の充実を図る。

## 第2 獣医師の確保に関する目標

本県において確保目標を定める獣医師は、産業動物獣医師と畜産業に係わる公務員獣医師とする。

### 1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

(単位：人)

獣医師の区分と勤務地域	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度推定獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標	令和12年度までに確保すべき獣医師数
産業動物臨床獣医師	111	62	111	49
共済家畜診療所・農協	57	40	57	17
その他の診療施設	54	22	54	32
阪神・播磨	23	10	23	13
但馬・丹波	11	9	11	2
淡路	20	3	20	17
公務員獣医師（農林水産分野）	94	53	94	41

※獣医師法第22条の届出に基づく（令和2年12月31日時点）

※推定獣医師数は、公務員獣医師は定年 60 歳とし、令和 4 年度以降 2 年ごとに退職年齢を 1 歳ずつ引き上げて算出。農業共済組合、農業協同組合は 60 歳、その他の診療施設は 75 歳で退職するものとして算出。再任用含む。

産業動物臨床獣医師の半数は法人・個人開業獣医師であるが、その約 7 割が 61 歳以上の獣医師で、令和 12 年度にはほとんどが 75 歳以上となる。

一方、産業動物臨床獣医師の残りの半数を占める共済家畜診療所の獣医師は、年齢構成に大きな偏りはないものの、女性獣医師の増加による産休・育休代替獣医師の確保や、中途離職者が一定数みられることが課題となっている。

このような中、畜産農家の高齢化で家畜飼養戸数も減少傾向にあるが、農家の大規模化により飼養頭数は現状維持が見込まれる。

さらに、飼養規模の大規模化が進展する中で、多様化する家畜伝染病の予防や集団管理衛生技術等の提供等幅広い獣医療の提供が求められていることから、産業動物臨床獣医師は現状の水準を確保することが必要である。

また、公務員獣医師は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生時の防疫対応や飼養衛生管理基準等に加え、農場 HACCP や畜産 GAP に係る指導等、新たな業務が増加していることから、計画的に獣医師を確保していく。

## 2 獣医師の確保対策

### (1) 新規獣医師確保に向けた取組

獣医学生は臨床実習やインターンシップを就業先選択の判断の一助としていることや、産業動物臨床分野及び家畜衛生等の行政の意義や魅力について獣医学生が知る機会を確保するため、家畜保健衛生所や共済家畜診療所での研修を積極的に受け入れる。

また、大学就職説明会や大学で産業動物分野の職場紹介の機会を設定するなど、産業動物獣医師の仕事について広報するとともに、必要に応じ農林水産省が実施する「獣医師養成確保修学資金給付事業」について活用を検討する。

### (2) 就業環境・処遇の改善に向けた取組

女性獣医師の増加、定年退職後も就業意欲を有する獣医師が多くいることや働き方改革へ対応が必要であることを踏まえ、様々なライフステージの獣医師が活躍できる環境の整備とワークライフバランスについて配慮した労働環境の整備を推進する。

また、県公務員獣医師確保について、給与改善や採用試験受験年齢の緩和等に取り組んできたが、今後も社会的責任に見合った処遇となるよう継続的な改善に取り組む。

### (3) 潜在的人材の確保

産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の不足に備え、定年退職者や就業意欲のある未就業者等の潜在的人材を積極的に掘り起こし、活用を図る。

## 第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県において第1「診療施設の整備に関する目標」及び第2「獣医師の確保に関する目標」を達成するため計画的な取組が必要と見込まれる地域は、産業動物獣医療の提供に係わるものとし、獣医療の包括的かつ効率的な提供の観点から、家畜衛生行政の中核となる家畜保健衛生所の所管区域ごとに設定し、いずれの地域においても診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから、県下全域とする。なお、それぞれの地域に含まれる市町は、次のとおりである。

地 域	市町名
阪神・播磨	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 宍粟市 加東市 たつの市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
但馬・丹波	豊岡市 丹波篠山市 養父市 丹波市 朝来市 美方郡
淡 路	洲本市 南あわじ市 淡路市

#### 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療関連施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進が重要であることから、第3「獣医療提供体制の整備が必要な地域」について、次の事項に配慮し、相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針を定めることとする。

##### 1 組織的な防疫体制の確立

家畜保健衛生所が核となって、産業動物臨床獣医師、畜産農家等との連携の下、①家畜伝染病や新疾病のサーベイランス体制の強化、②飼養衛生管理指導等指針に即した飼養衛生管理基準の遵守指導等、平時における家畜の伝染病疾病に対する防疫体制の整備を図る。

県は、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化のため、農林水産分野の獣医師を計画的に採用し家畜防疫員を確保する。家畜防疫員の確保のためには、農林水産分野以外の県関係機関の獣医師との連携や公務員獣医師退職者等の潜在的人材の活用も検討する。

また、関連機関間の連絡・応援体制を整備し、患畜等の殺処分・焼埋却・消毒など初動防疫活動が迅速に実施されるよう、防疫演習・研修等を定期的実施する。また、他の都道府県での大規模な家畜伝染病発生時に家畜防疫員等獣医師を速やかに派遣するための体制を整備する。

##### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要であるが、高度な診療機器をそれぞれの診療施設で整備することは過剰な設備投資につながるおそれがあるため、診療施設が有する機能及び業務の連携を促進する。

開業獣医師等による整備が困難と考えられる高度診療・検査機器は、飼養動向や疾病の発生状況を踏まえ、迅速かつ的確な診断体制の提供の地域格差が生じないように配慮しつつ、家畜保健衛生所において計画的な整備に努めるとともに、関連施設間で効率的利用が図られるよう整備施設の使用について積極的に協力する。

##### 3 獣医療情報提供システムの整備

地域における大動物の高度な診療を行うため、共済家畜診療所が中心となって、地域の獣医師会、法人・個人開業獣医師、農業関係団体及び家畜保健衛生所等獣医療関連機関の相互の情報交換を行う。

中小家畜を診療する獣医師が、養豚及び養鶏経営等における集団衛生管理を適切に行

えるよう、家畜保健衛生所が中心となって、中小家畜飼養者及び関係団体等の相互の情報交換を行う。

#### 4 衛生検査機関との業務の連携

畜産経営における規模拡大や集約化が進展し、獣医療提供の重点は、農場単位や群単位での集団管理衛生技術に移行している。集団管理衛生技術は、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ専門技術を必要とするため、特殊な機器や施設を必要とする技術については、家畜保健衛生所や民間検査機関等の衛生機関との業務の連携を促進する。

#### 5 診療効率の低い地域に対する診療の提供

家畜の飼養状況の変化や産業動物診療獣医師の偏在化等により、診療の提供が困難な地域や診療効率の低い地域においては、共済家畜診療所により、当該地域の診療が維持されている。

しかし、共済家畜診療所の獣医師確保も喫緊の課題となっており、今後こうした地域が拡大することに伴う対応は非常に困難になってくる。

そのため、近隣の診療施設による十分な診療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図り、公的支援体制も含めて検討していくほか、遠隔地等の診療の効率化に向けて情報通信機器等を用いた診療体制を確保するなど環境整備を推進していく。

### 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

獣医学の進展に対応した高度な獣医療技術の提供は元より、多様化・複雑化する社会的ニーズや高まる社会的責任への対応の観点から、新たな技術・知見の習得、法令遵守の徹底、獣医師としての職業倫理の確立を目的として、以下の研修への計画的な参加を推進する。

#### 1 産業動物分野

- (1) 新規臨床獣医師が、共済家畜診療所や家畜保健衛生所等を活用し、実践的な診療技術、獣医療に関する関係法令、食の安全性確保に関する知識、飼養衛生管理指導技術等の習得を図る機会を促進する。
- (2) 一般診療だけでなく、集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP 等、幅広い指導を行う管理獣医師の養成に関する研修の開催について、県は情報提供に努め、参加の促進を図る。
- (3) 馬、めん羊、山羊など、飼養される地域が特化、又は専門とする獣医師が不足する畜種について、他の畜種を専門と知る獣医師が併せてその畜種を診療することができるよう、必要な知識の習得を推進する。

#### 2 公務員分野

- (1) 新規獣医師が家畜衛生分野、公衆衛生分野等の行政に携わる上で必要な、畜産・食品関連産業に係る内容を含めた基本的知識、病性鑑定技術、飼養衛生管理基準指導のための知識等を習得する機会を増やす。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザや豚熱及び口蹄疫等の家畜伝染病の防疫措置を円滑に実施するため、リーダーとなる家畜防疫員の養成と、産業動物臨床獣医師が防疫指導



に係る知識・技術を習得するための機会を増やす。

- (3) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等において開催される家畜衛生講習会、技術研修会等を計画的に受講し、新しい検査技術・診断法の修得を図るとともに、伝達講習会を開催し、最新の獣医療等について普及に努める。
- (4) 薬剤耐性対策に係る知識、農場 HACCP や畜産 GAP の導入に係る指導技術、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理に関する知識を習得するための研修への参加を促進する。

### 3 小動物分野

- (1) 一般社団法人兵庫県獣医師会及び公益社団法人神戸市獣医師会が中心となって、新規獣医師の実践的な診療技術の習得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、関係法に対する理解の醸成を図る機会を増やす。
- (2) 小動物臨床獣医師が高度な診療機器を利用した診療技術や最新の診断・治療技術の習得を図るための研修等への参加を促進する。
- (3) 愛玩動物看護師法が適切に運用されるよう、一般社団法人兵庫県獣医師会及び公益社団法人神戸市獣医師会が中心となって、獣医師が行う診療と愛玩動物看護師が行う診療補助による、いわゆるチーム獣医療の提供体制に関する環境整備を推進する。
- (4) 愛玩動物看護師の技術、知識の向上ため、研修会や講習会への参加の促進を図る。

### 4 生涯研修等

- (1) 獣医師が最新の獣医療技術や海外悪性伝染病、新興・再興感染症、「One Health」の考え方に基づいた学術研究等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることが社会的ニーズに対応した獣医療の提供につながるため、国や獣医師会等が開催する研修会等への参加や関連する教材等の利用の促進を図る。
- (2) 研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、各種の新しい情報通信機器等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。
- (3) 離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修への参加の促進を図る。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物分野

家畜飼育者に適切な飼養衛生管理を徹底させるため、家畜保健衛生所が中心となって、飼養衛生管理基準に基づく、衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、農場 HACCP や畜産 GAP の普及の促進を図る。

#### (2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理を図るため、県、政令市・中核市の動物管理（愛護）機関、一般社団法人兵庫県獣医師会及び公益社団法人神戸市獣医師会が中心となり、飼育者に対する衛生知識や動物愛護思想の啓発・普及を図る。

### 2 広報活動の充実

夜間及び休日の診療体制については、関係者間の合意形成を推進するとともに、夜間・休日の診療を提供する施設に関する広報活動の促進を図る。

また、家畜保健衛生所、一般社団法人兵庫県獣医師会及び公益社団法人神戸市獣医師会のホームページの充実により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣

医療の果たす役割について県民の理解の醸成や飼育舎に対する広報活動の促進を図る。

### **3 診療施設の整備**

本計画に基づき、産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資が適切に活用されるよう一層の支援を行う。

### **4 計画の見直し**

獣医療の安定的な提供体制を実現するため、取組状況や達成状況の把握に努め、必要な場合は、計画の見直しを検討する。

